

自転車駐車場の 指定管理者を募集

市内に七か所ある、自転車駐車場の指定管理者を募集します。募集要項は、七月一日(火)から十四日(月)まで、安全安心生活課(本庁舎三階)で配布します。詳しくはお尋ねください。

募集する施設：川越駅東口自転車駐車場・川越駅西口第一自転車駐車場・川越駅西口第二自転車駐車場・本川越駅前自転車駐車場・的場駅前自転車駐車場・南大塚駅前自転車駐車場・新河岸駅前自転車駐車場

「こころの劇場」が行われました

5月23日、(財)舞台芸術センター主催で、平成20年度「こころの劇場」が市民会館で開催されました。



出演者の皆さんに花束を手渡す児童の皆さん

この催しは、子どもたちの「豊かな心」を育てることが目的です。「友情と信頼」「生命の大切さ」「生きるよろこび」をテーマに、劇団四季によるミュージカル「人間になりたがった猫」が上演されました。

当日は、市内の9小学校から児童2,315人が鑑賞しました。劇中の歌に声を合わせて合唱したり手拍子をしたり、夢中になっていました。

問い合わせ…教育指導課・TEL224-6114

7月7日(月)、 一斉消灯にご協力をお願いします

地球温暖化について考える1つの機会として、北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日(月)に、一斉消灯キャンペーンを実施します。市役所本庁舎でも、下記のとおり庁舎内の電灯を消します。市民の皆さんも、家や事業所などでご協力をお願いします。

時間…午後8時～8時10分

内容…①上記の10分間、家や事業所などの電灯を消してください②環境政策課(本庁舎5階)・公民館などで配布している実施報告書に必要事項を明記し、できれば消灯前と消灯後の写真を添付して7月18日(金)(必着)までに、〒350-8601川越市役所環境政策課に提出(郵送可)

*市ホームページからも、報告することができます。

問い合わせ…環境政策課

TEL224-5866

改正道路交通法が 施行されました

道路交通法が一部改正され、六月一日から施行されました。改正の主な点は、次のとおりです。

自転車の通行などについて

●自転車は車道通行が原則ですが、次の場合は歩道を行くことができます

「歩道通行可」の標識などがある▼13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者などが運転▼車道または交通状況から見て、やむをえない

●保護者は、13歳未満の子どもが自転車を運転するときや、子どもを補助いすなどに乗せるときは、ヘルメツ

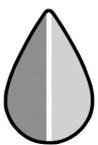
後部座席シートベルトの着用義務付け

トをかぶらせるように努めなければなりません

高齢ドライバーなどの保護

●75歳以上の方・聴覚障害者が運転する場合、車に左記のマークの表示を義務化

●マークを表示している車に対しては、幅寄せや割り込みは禁止



75歳以上の方のマーク



聴覚障害者のマーク

問い合わせ…安全安心生活課
TEL224-5721



6月11日、笠幡へ出かけました。田植えが終わったばかりの水田を見ながら進むと、苗の緑の中に紫や白い色が見えてきました。その場所に近づいてみると、ハナショウブが咲いていました。休耕田を使って植えられているようです。花はまだ少なめでしたが、黄色いつぼみを付けている物もあり、3色の花が楽しめます。



シリーズ 270

笠幡

川越市国民健康保険に関するお知らせ

国民健康保険課・TEL224-5836

国民健康保険税について

●税率改正が行われます

国民健康保険税（国保税）の所得割税率・加入者1人当たりの均等割額（年額）・課税限度額が次のように変わります。

改正前			改正後		
医療保険分	所得割税率	9.55%	医療保険分	所得割税率	7.35%
	均等割額	28,200円		均等割額	21,800円
	課税限度額	530,000円		課税限度額	410,000円
介護保険分	所得割税率	1.4%	支後援期金高年齢者等分	所得割税率	2.2%
	均等割額	9,000円		均等割額	6,400円
	課税限度額	70,000円		課税限度額	120,000円
			介護保険分	変更ありません	

*改正後の医療保険分と後期高齢者支援金等分の所得割税率・均等割額・課税限度額それぞれの合計は、改正前の医療保険分と同率・同額となっています。

●特別徴収（年金天引き）が開始されます

次のすべてに該当する世帯主の方に課税される国保税は、10月から特別徴収（年金天引き）されます。

- ①納税義務者（世帯主）が川越市国民健康保険（国保）に加入
- ②世帯で国保に加入している方全員の年齢が、65歳から74歳まで
- ③納税義務者（世帯主）が年間で18万円以上の公的年金などを受給
- ④国保税と介護保険料を合算し、年金の年間受給回数で割った額が、1回あたりの年金受給額の2分の1の額（半額）を超えない

●納税通知書を発送します

①納税通知書

国保に加入している方がいる世帯の、世帯主あてに送付します。世帯主が国保に加入していない場合でも、世帯主あてに送付します。納税通知書は、7月10日(木)に発送する予定です。

②納付方法

特別徴収の対象になる方は、7月から9月まで（第1期から第3期まで）は金融機関などで現金または口座振替で納付してください。残りの国保税は、10月以降に支給される年金から天引きされます。

特別徴収の対象にならない方は、現在と同様に7月から来年2月まで（第1期から第8期まで）を金融機関などで現金または口座振替で納付してください。

*減免について

病気や災害などによって生活が著しく困難になった場合には、申請により国保税の減免を受けられる場合があります。申請方法や必要書類など、詳しくはお尋ねください。

国民健康保険の加入のお願い

社会保険加入者本人が後期高齢者医療制度に加入したために、社会保険を脱退した被扶養者の方で、まだ国保に加入していない方は、早急に手続きをしてください。

国保加入の手続きは次の物を持参し、国民健康保険課（本庁舎2階）・出張所・連絡所で行ってください。詳しくはお尋ねください。

持ち物…社会保険などの脱退日が記載されている書類（健康保険資格喪失証明書など）・印鑑・お持ちの方は来庁者の運転免許証やパスポート・代理で手続きを行う方は委任状